

三豊市監査委員告示第5号

令和4年度定例監査（第2回）の結果に関する報告に基づき講じた措置の内容について、三豊市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年6月2日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 詫間 政司

三総総第164号
令和5年5月17日

三豊市監査委員 片桐 正文 様
三豊市監査委員 詫間 政司 様

三豊市長 山下 昭史

令和4年度定例監査結果（第2回）報告に基づく措置について

令和4年度定例監査結果（第2回）報告に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に関する報告に基づく措置

区分	監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
個別事項	会計課	<p>・預金通帳等の取扱いについて</p> <p>「三豊市公金等に係る預金通帳の保管に関する指針(平成28年8月1日改正)」では、入出金の手続き及び保管状況の確認のため、年2回以上預金通帳等を定期的に管理監督者が点検し、関係帳簿の余白に点検年月日を記載、押印することとなっている。しかし、会計課が保管する預金通帳において、管理監督者の点検が指針どおりにできていなかった。この指針を作成し他課に指導を行う模範となるべき会計課ができていなかったことは誠に遺憾である。</p> <p>また、今回の監査の対象となった部署においても、通帳等の点検、各種届出等、指針を遵守できているところは少なかった。この指針が、通帳等を取り扱う職員に広く周知されているか疑問である。ついては、今後、担当職員の異動も踏まえた全庁的な周知方法を検討すること。</p>	<p>会計課が保管する預金通帳において、管理監督者の点検が「三豊市公金等に係る預金通帳の保管に関する指針(平成28年8月1日改正)」どおりにできていなかったため、直ちに点検を行い保管状況に問題のないことを確認した。</p> <p>また、当該手続きについての全職員への周知については、会計課担当職員から適宜行っているところであるが、それに加えて、年度当初に全職員に対し当該指針の周知徹底を行った。</p> <p>今後は、指針に基づき全庁的に適正な事務執行に努める。</p>
	都市整備課	<p>・指定管理の施設修繕に係る費用負担区分について(都市整備課)</p> <p>「三豊市不動の滝カントリーパーク」及び「三豊市豊中コミュニティセンター」における指定管理の基本協定書本文、リスク分担表、管理業務仕様書及び年度協定書で施設修繕に係る費用負担区分に齟齬があり、修繕料が「5万円」となった場合の費用負担区分が不明確な状態であった。</p> <p>平成31年4月制定の「三豊市指定管理者制度の運用に係るガイドライン」</p>	<p>齟齬があった基本協定書等については、費用負担区分を統一する旨の変更協定書を令和5年4月1日付けで締結し、改善した。</p>

		及び「基本協定書【ひな型】」を参考にし、早急に改善すること。	
--	--	--------------------------------	--